

# 台風等の異常気象時における安全確保についてのお知らせ

## 1 自宅にいる場合（児童が登校する前）

### (1) 豊川市に暴風警報が発表されている場合

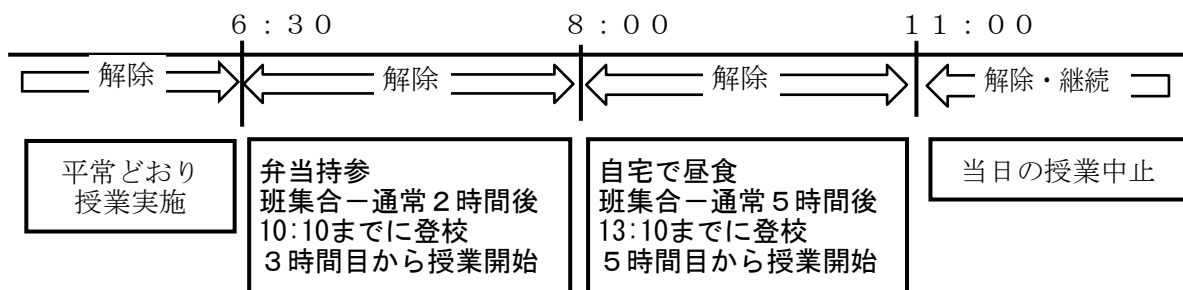
① 始業時刻の2時間前（6：30）までに解除された場合は、平常通りの授業を行います。

② 午前6時30分～午前8時までに解除の場合は、弁当持参、3時間目から授業開始、午前10時10分までに登校、通学班集合時間は通常の2時間後。

③ 午前8時～午前11時までに解除された場合、自宅で昼食の後、午後1時10分までに登校、5時間目から授業開始、通学班集合時間は通常の5時間後。

④ 警報の解除が午前11時までにされない場合は、当日の授業は中止です。

※①～③の場合、交通機関の故障・道路・橋の破壊・浸水等で登校が危険な場合には登校させないでください。その理由を学校へ必ず連絡してください。



### (2) 豊川市に特別警報が発表されている場合 自宅待機

## 2 学校にいる場合

### (1) 豊川市に暴風警報が発表された場合

ア 気象及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させられると判断したとき  
授業を中止し、速やかに下校させる。

イ 帰宅が困難と認められるとき

学校に「待機」させて迎えを待ちます。事前に提出していただいている方でお迎えをお願いします。警報発表から下校までは、下校支度+帰りの会+集合確認等で、1時間弱かかりますのでご承知おきください。車は南門から入り、運動場に駐車し、教室での引き渡しのあと、南門から出るようにお願いします。児童引き渡し場所は、教室です。

### (2) 豊川市に特別警報が発表された場合

学校に「待機」させます。

災害の状況等に関する情報収集を行い、御津中校区で協議しながら、児童の安全を確保する最善の方法を検討します。

ア 速やかに保護者への引き渡しすることが適当である場合

学校に「待機」させて迎えを待ちます。引き渡しの方法は、暴風警報発令時、帰宅が困難な時に準じます。

- イ 校内待機が適当である場合  
災害の状況に関する情報収集に努め、児童を安全に下校させられると判断した後、引き渡しを開始します。
- ウ 校外の避難場所へ移動することが適当である場合  
児童の安全を最優先します。可能な限り速やかに保護者へ状況を連絡します。

(備 考)

- ※ 平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定することがあります。
  - ※ 児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は御津中学校区内で協議の上、該当児童生徒を自宅待機とします。
- ◎ 学校から家庭への連絡については、『まなびポケット』で行います。台風等異常気象の場合、またそれが予想される場合は、すぐに連絡が見られるよう準備をお願いします。